

未来の下水道ブース制作業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

令和6年7月
大阪市建設局

1. 業務名称

未来の下水道ブース制作業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

本市下水道事業では、令和7年4月からの大阪・関西万博の開催に伴い、万博連携事業として、万博会場内イベントスペースに大阪ウィークの期間中(令和7年7月24日～25日)出展(以下、万博ブース)を予定しているほか、全国の下水道関係者が一堂に会する「下水道展'25」(以下、下水道展※)(令和7年7月29日～8月1日)や大阪市下水道の広報発信拠点である「下水道科学館」でも、大阪・関西万博の下水道サテライトとして、連携・ネットワーク化した情報発信を行うことで、万博開催の機運醸成を図るとともに相乗効果を発揮させ、下水道事業の理解促進や下水道技術の情報発信を強化することとしている。

本業務では、カーボンニュートラル、エネルギー創造・供給拠点となる下水処理場のあるまちが20～30年後にどうなるかを「未来の下水道ブース」として可視化し、「万博ブース」「下水道展」「下水道科学館」への国内外からの来場者に、未来のまちづくりにおける下水道の豊かな可能性を伝えることを目的とする。

(※ 令和6年度の下水道展は、7月30日～8月2日まで東京都にて開催予定
<https://www.gesuidouten.jp/>)

(2) 業務内容

主な業務内容は、下記のとおりである。詳細は、別紙「業務仕様書(案)」を参照すること。

(ア) 企画及び構成

(イ) PR映像の制作

(ウ) イメージイラストの制作

(エ) 未来の下水道ブースの制作・設置

(イ)(ウ)で制作したコンテンツを活用した展示物で構成する「未来の下水道ブース」の制作・設置を行う。

(オ) 業務完了報告

3. 契約条件等に関する事項

(1) 契約期間

契約締結日(令和6年9月下旬予定)～令和7年9月30日(火)(予定)

(2) 契約上限金額

金 49,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和6年度上限額 金 12,100,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和7年度上限額 金 37,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(3) 費用分担

本市は、業務委託契約に基づき業務委託料を負担し、当該業務委託料以外の費用は負担しない。当該業務委託料には、受注者が「業務仕様書」記載の業務を遂行するにあたって必要となる費用が含まれているものとする。

(4) 履行場所

本市指定場所

4. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、検査は年度ごとに3月31日までに実施し、契約最終年度は契約期間内に実施する。

(3) 契約保証金

「大阪市契約規則」第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(4) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等については、再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

ア 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、発注者と協議により修正する場合がある。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5. 公募型プロポーザル参加資格

参加者は、本業務を実施するために必要な能力を備えた法人とする。また、一部業務の再委託は本市が認める範囲で可能とする。参加者は以下の参加資格要件に参加申請時に満たしていなければならない。当該要件を満たしていないものの参加は認めないものとする。また、参加資格申請書類に事実と異なる記載があるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

公募型プロポーザル参加申請時において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要綱にも該当しないこと。
- ③ 公募型プロポーザル参加申請時において、会社再生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。
- ④ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑥ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ⑦ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に、大分類（04 映画等制作・広告・催事、印刷）中分類（01 映像・ビデオ制作）及び大分類（04 映画等制作・広告・催事、印刷）中分類（03 催事）及び大分類（04 映画等制作・広告・催事、印刷）中分類（04 印刷・デザイン）小分類（04 展示物品等の制作）で登録していること。
- ⑧ 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を全て満たすときに限り可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表者となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記①～⑦の基準すべてを満たしていること。
※⑦の要件については、代表者のみに適用する。
 - エ 代表者とならない事業者にあたっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申請時に業務委託特別共同企業体結成届及び共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

6. スケジュール

・ 公募開始	令和6年7月10日(水)
・ 参加申請書及び参加資格審査資料に関する質問受付締切	令和6年7月19日(金)
・ 参加申請書及び参加資格審査資料に関する質問の回答	令和6年7月23日(火)
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和6年7月30日(火)
・ 参加資格決定の通知	令和6年8月1日(木)
・ 企画提案書に関する質問受付締切	令和6年8月8日(木)
・ 企画提案書に関する質問回答	令和6年8月14日(水)
・ 企画提案書の提出期限	令和6年8月26日(月)
・ プレゼンテーションの開催日	令和6年9月4日(水)
・ 選定結果通知	令和6年9月上旬(予定)
・ 契約締結・業務開始	令和6年9月下旬(予定)
・ 業務完了	令和7年9月末日(予定)

7. 参加手続き等に関する事項

(1) 質問の受付及び回答

① 質問について

ア 提出期間

- ・ 参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について
令和6年7月10日(水)～7月19日(金) 午後5時30分(必着)

- ・ 企画提案書に関する事項について
令和6年8月1日(木)～8月8日(木) 午後5時30分(必着)

イ 【様式1】にて、様式メールアドレス：la0093@city.osaka.lg.jp までEメールにより提出することとし、件名は「質問：未来の下水道ブース制作業務委託(会社名)」とすること。
※電話や口頭での質問、締切以降の質問は受け付けない。

② 回答について

- ・ 参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について
令和6年7月23日(火)に、本市ホームページに掲載する。
掲載ページ：「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>「プロポーザル方式等発注案件」>「未来の下水道ブース制作業務委託」
- ・ 企画提案書に関する事項について
令和6年8月14日(水)に、本市から企画提案書の提出を依頼したすべての者に、「公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書【様式2】」記載のEメール宛に送信する。

(2) 参加申請手続き

・ 受付期間

令和6年7月30日(火)までの土日祝を除く、午前9時から午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く)まで

・提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書【様式2】
- イ 委任状（共同体で参加申請する場合のみ）【様式3】
- ウ 業務委託特別共同企業体結成届（共同体で参加申請する場合のみ）【様式4】
- エ 業務委託特別共同企業体協定書（共同体で参加申請する場合のみ）【様式5】
- オ 会社概要書【様式自由】

業務内容などが記載されたもの。パンフレット等も可とする。

・提出方法

持参のほか郵送（宅配可）によること。

ただし、郵送（宅配）の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする事。

・提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局 下水道部 下水道資源循環課

(3) 参加資格審査結果・参加者番号の交付

審査の結果、参加資格があると認められた申請者（以下「参加者」という。）に対しては、令和6年8月1日（木）（予定）に電話連絡のうえメールにて参加資格決定通知書、参加者番号を交付する。参加資格が認められなかった申請者に対しては、その理由を付した通知書をメールにて交付する。

8. 企画提案書の提出

以下に記載の内容について、企画提案書一式を両面印刷にて作成すること。

(1) 提出書類及び提案を求める内容

企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

① 企画提案書鑑【様式6】

② 業務実施方針・企画全体の考え方【様式7】

- ・業務目的や本市が提示する下記の基本コンセプト等を踏まえた PR 映像、イメージイラスト、展示物で構成する未来の下水道ブース制作の全体の基本方針や演出の考え方を整理すること。

[基本コンセプト]

カーボンニュートラル、エネルギー創造・供給拠点となる下水処理場があるまちが20～30年後にどうなるかを「未来の下水道ブース」として可視化し、未来のまちづくりでの下水道の豊かな可能性を伝える。

※下水道事業に従事の大阪市等の職員等のアイデアも参考情報として踏まえつつ企画構成を進める。

[イメージイラストとPR映像のコンセプトの展開の方向性例]

※下記項目は例示であり、必ずしも全ての項目への展開を求めるものではない。

- 環境に貢献する下水道
- 豊かなまちづくりに貢献する下水道

- 人々の暮らし・地域と繋がる下水道
 - DX 等で更に快適・便利になる下水道
 - 市民の健康に貢献する下水道
 - 市民の安心・安全に貢献する下水道
 - 新たな付加価値を生み出す下水道
- ③ PR 映像・イメージイラスト制作の企画提案【様式 8】
- ・全体の基本方針や演出の考え方を踏まえた PR 映像制作・イラスト制作の実施方針として、絵コンテなどを用いて PR 動画やイメージイラストの構成(シナリオ・デザイン)案を示すこと。(経費見積書の範囲内で実現可能なものとする。)
 - ・提案内容のポイントを記載してください。
 - 1) 映像、イメージイラストの狙い
 - 2) PR 映像の編集(映像の構成、ビジュアルなど)の考え方
 - 3) イメージイラストのデザイン(レイアウト、ビジュアルなど)の考え方
 - 4) コンテンツ制作における工夫、アピールポイント
 - 5) 絵コンテなどは、別途自由様式での提示も可 (A4 用紙 10 枚まで)
- ④ 展示物・ブース制作の企画提案【様式 9】
- ・全体の基本方針や演出の考え方を踏まえた展示物制作やブースレイアウトの実施方針として、提案者が考えることを具体的に記載すること。(経費見積書の範囲内で実現可能なものとする。)
 - ・提案内容のポイントを記載してください。
 - 1) 展示物、ブースレイアウトの狙い
 - 2) インタラクティブ展示物の制作の考え方(概要、インタラクティブ性確保の考え方など)
 - 3) その他展示物の制作の考え方
 - 4) 展示物・ブースの制作における工夫、アピールポイント
 - 5) 展示物やブースレイアウト案については、別途自由様式での提示も可 (A4 用紙 5 枚まで)
- ⑤ 業務実施体制表【様式 10】
- ⑥ 管理技術者及び担当スタッフの経歴・従事業務調書【様式 11】
- ・管理技術者、担当スタッフの知識や経験について提示すること。
- ⑦ 業務工程表【様式 12】
- ⑧ 経費内訳書【様式 13】
- ・経費内訳書は積算内訳を具体的に記載し、積算の妥当性が分かるようにすること。

(2) 提出書の提出部数

提出部数は、正本(記名あり)1部と副本9部とする。副本には、【様式 6】を含めないこととし、マスキング等の処理により、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク・役職名・個人名等)の記載がないものとする。正本、副本ともクリップ止めとし、製本はしないこと。

(3) 提出期限

令和 6 年 8 月 26 日(月) 17 時 30 分まで必着

(4) 提出方法

持参のほか郵送（宅配可）によること。ただし、郵送（宅配）の場合は配達までの過程の記録が確認できるものによること。

企画提案書の電子データ一式を、電子メール※又は保存した記録媒体（CD-ROM 等データ容量に応じた最適なデータ格納媒体を選択）などで併せて提出すること。（提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。提出する記録媒体には使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。）

（※メールアドレス：la0093@city.osaka.lg.jp 件名は「企画提案書：未来の下水道ブース制作業務委託（会社名）」とすること。）

(5) その他

- ・提出書類については、この書面及び別添の書類に示された条件に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- ・提出書類の各頁の右上に交付された参加者番号(「No.○」)を付すこと。

9. プレゼンテーション

企画提案書に関する書類を提出した事業者のうち、企画提案書の書類審査の結果の上位の事業者（4者の予定）を対象に、プレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションに出席しない場合は、応募を辞退したものとみなす。

(1) 実施日時・実施場所（予定）

日時：令和6年9月4日（水）

場所：大阪市役所本庁舎 会議室

※ 参加者数により、プレゼンテーションの実施日を変更する場合がある。その場合は、事前連絡を行う(令和6年8月1日予定)。

(2) 内容・方法

企画提案書の内容について、口頭にて説明を行うこと。

参加人数は1者あたり3名以内とする。

※ 時間等の詳細は、事前連絡を行う(令和6年8月1日予定)。

10. 選定に関する事項

(1) 評価基準

評価は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

(配点設定) ※選定会議各委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり

評価項目	評価の着眼点	配点
理解度	・業務実施方針や企画全体の考え方において、下水道事業の現状と課題、本業務の目的・基本コンセプトなどを十分に理解し、昇華させようとする姿勢が見えるか	20
提案内容の充実度	[PR映像制作・イメージイラストについて] ・提案内容が来場者の興味を引き出す内容となっているか ・民間企業ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか	20
	[展示物・ブース制作について] ・提案内容が来場者の興味を引き出す内容となっているか ・民間企業ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか	20
実現性	・責任者及び人員が適正に配置され、提案内容を確実に実行できる体制となっているか ・伝わる映像・イラスト並びに展示物を制作するための知識・経験・技術力を有しているか ・民間企業等において過去5年間に映像やイラスト、展示物の制作、設営、撤去等を行った業務の実績は豊富か ・官公庁・インフラ事業のPRを行った実績	20
	・業務遂行のための実施手順や工程の妥当性が確保されているか	10
経費の積算根拠の妥当性	・経費の積算根拠の妥当性が確保されているか (※ 金額自体は評価対象としない)	10
合 計		100

(2) 選定方法

ア 本企画提案の評価については、学識経験者で構成する選定会議の意見を受けて選定する。

イ 選定会議では、評価基準に沿って、提案書類及びプレゼンテーションの評価を行う。

ウ 選定委員1名あたりの評価点は100点とし、選定委員の評価点の合計点をもとに受託予定者を選定する。

- エ 基準点は180点とし、原則として基準点を上回った者のうち、最も得点が高かった参加者を受託予定者として選定する。なお、すべての参加者が基準点を満たなかった場合、選定会議の意見を踏まえて最高得点者の参加者にヒアリングを行い、企画提案書の内容について修正が可能であれば、修正したうえで当該参加者を受託予定者とする。
- オ 評価の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、次の通り決定する。
 - (ア)「提案内容の充実度」の得点が高い方を最優秀提案者とする。
 - (イ)「提案内容の充実度」の得点と同じ場合は「理解度」の得点が高い者を受託予定者とする。
 - (ウ)「理解度」の得点も同じ場合は「実現性」の得点が高い者を受託予定者とする。
 - (エ)「実現性」の得点も同じ場合は「経費の積算根拠の妥当性」の得点が高い者を受託予定者とする。
 - (オ) (エ)において、なお複数ある場合は、くじ引きにより決定する。
- カ 参加者が1者であっても選定会議にて評価を行い、評価結果により当該参加者を契約相手方とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 見積金額が契約上限額を上回ること

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果及び評価結果は決定後速やかにすべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

11. その他

(1) 提案に対する費用、条件等

- ア 参加申請書及びその他必要書類、企画提案書の作成や提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 提出された参加申請書及びその他必要書類、企画提案書は返却しない。
- エ 提出された提案書は、評価・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）

- オ 参加申請書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
(ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。)
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本業務のために新たに作成された、イラスト、デザイン等の著作権は発注者に帰属する。ただし、成果品に受注者または他者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受注者または他者に帰属するものとする。この場合、受注者は発注者に対し、当該成果品を発注者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾し、または他者の承諾を得るものとする。
- ク 本成果品にかかる著作権（上映、頒布、貸与、複製、公衆送信及び二次利用権を含む）は発注者に帰属する。
- ケ 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、当局と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- キ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

(2) その他

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

12. 提出先、問合せ先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階
大阪市建設局下水道部下水道資源循環課
TEL : 06-6615-7676
メールアドレス : la0093@city.osaka.lg.jp